

## 松江市スポーツ競技全国大会等出場選手激励金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松江市における市民の競技力の向上及びスポーツの振興を図ることを目的に、スポーツ競技の全国大会等に選手、監督又はコーチとして出場する者に激励金を支給するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「全国大会等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 日本国内で開催されるスポーツの大会(次号に該当するものを除く。)のうち、次に掲げるもの(以下「全国大会」という。)

ア 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会(正式競技に限る。)

イ 公益財団法人日本スポーツ協会又は同協会加盟競技団体が主催する日本選手権大会又は全国大会(公益財団法人日本中学校体育連盟、公益財団法人全国高等学校体育連盟、一般社団法人全国高等専門学校連合会、全国専門学校体育連盟、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催する大会及び全日本学生選手権大会を除く。)

ウ 公益財団法人日本パラスポーツ協会又は日本パラリンピック委員会加盟競技団体が主催する日本選手権大会又は全国大会

エ ア、イ及びウに掲げる大会のほか、市長が認めるもの

(2) 2か国以上の選手の参加をもって開催されるスポーツの大会(開催地が国内の場合を含む。)のうち、次に掲げるもの(以下「国際大会」という。)

ア オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会

イ ワールドユニバーシティゲームズその他市長が認めるもの

2 この要綱において「出場」とは、全国大会等に選手、監督又はコーチとしてエントリーして大会会場に到着することをいう。

(支給要件)

第3条 激励金の支給対象者は、全国大会等に出場する市内に住所を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる大会に出場する者であって、当該各号に定めるものは、支給対象者とする。

(1) 前条第1項第1号アに掲げる大会 ふるさと選手

(2) 国際大会 本籍を松江市に有しており、かつ、親族が市内に居住している者

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、激励金を支給しない。

(1) 県又はこれに準ずる区域を超える規模の予選又は選考会等を経ずに出場する場合

(2) 政治団体、宗教団体、競技流派団体又はこれに準ずる団体が主催する大会で、参加資格が特に限定される場合

(激励金の額)

第5条 激励金の額は、個人競技、団体競技及びグループを問わず、出場選手、監督及びコーチ1人につき5,000円(監督及びコーチについては申請1件につき1人までとし、団体競技及びグループの場合は10人分(監督及びコーチを含む。)を上限とする。)とし、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる大会に出場する場合は、当該各号に定める額とし、人数の上限を設けない。

(1) 第2条第1項第1号アに掲げる大会 出場選手、監督及びコーチ1人につき5,000円

(2) 第2条第1項第2号アに掲げる大会 出場選手1人につき50,000円

(3) 第2条第1項第2号イに掲げる大会 出場選手1人につき20,000円

(申請)

第6条 激励金の支給を受けようとする者は、全国大会等が開催される日の前日までに、松江市スポーツ競技全国大会等出場選手激励金支給申請書(様式第1号)に次の各号の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 全国大会等の開催要項等大会の内容が記載された書類

(2) 予選又は選考会等を経て全国大会等に出場する権利を得たことが分かる次のいずれかの書類

ア 予選又は選考会の結果を記載した書類

イ 県又はこれに準ずる区域の代表として全国大会等に出場する旨が記載された各競技団体発行の書類

(3) 全国大会等にエントリーされたことを明らかにする書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号アに掲げる大会に出場する者が激励金の支給を受けようとする場合は、当該大会が開催される日の前日までに、松江市スポーツ競技全国大会等出場選手激励金支給申請書(国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会用)(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

3 前2項の申請は、出場する者が個人の場合は本人が、団体及びグループの場合はその代表者が行うものとする。ただし、出場する者が未成年者である場合は、保護者又は所属団体若しくは所属グループの責任者が行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条の申請を取り下げる必要が生じた場合には、文書をもって申請の取下げをすることができる。

(支給の決定)

第8条 市長は、第6条の申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは、松江市スポーツ競技全国大会等出場選手激励金支給決定通知書(様式第3号)により、適当と認められないときは、松江市スポーツ競技全国大会等出場選手激励金支給却下通知書(様

式第4号)により通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 激励金の申請に虚偽又は不正があった場合
- (2) 支給対象となる者が全国大会等の中止又はその他の理由により出場しなかった場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、松江市スポーツ競技全国大会等出場選手激励金支給決定取消通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(返還)

第10条 市長は、前条の規定により激励金の支給の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に激励金が支給されているときは、申請者に対し松江市スポーツ競技全国大会等出場選手激励金返還命令書(様式第6号)によりその返還を命じるものとする。

(報告)

第11条 激励金の支給を受けた者は、大会終了後速やかに松江市スポーツ競技全国大会等出場選手激励金支給事業結果報告書(様式第7号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。